|  |  |
| --- | --- |
| 高知県みどりの環境整備支援事業費補助金交付要綱第１条～第３条　「略」（事業内容及び採択要件）第４条　補助事業に係る事業内容及び採択要件は別表第２に定めるとおりとする。ただし、別表第1の事業区分１から５については、補助金の交付の申請を行う日の属する年度の前年度末時点における森林環境譲与税の残額割合が30パーセントを超える場合かつ、将来の使途計画で30パーセントを切る明確な根拠がない場合、原則交付しないものとする。（補助金の交付の申請）第５条　規則第３条第１項の補助金等交付申請書の様式は、別記第１号様式によるものとし、補助事業者は、別表第1の事業区分１から５については、補助事業が完了した後に、速やかに所長に提出するものとし、当該補助金等交付申請書をもって第12条の補助金等実績報告書に代えるものとする。　また、同事業区分６については、事業の着手前に所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「所長」という。）に提出しなければならない。なお、申請に当たっては、別表第３に掲げる書類を添付するものとする。「削除」２　規則第３条第１項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除額等が明らかでないものについては、この限りでない。（補助金の交付の決定）第６条　所長は、前条第１項の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該申請をした者に対して通知するものとする。ただし、実施主体が県税を滞納しているとき又は別表第４に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。（補助金の交付の決定の取消し）第７条　知事は、実施主体が別表第４に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。（補助の条件）第８条　(１)～（５） 「略」 (６)　補助事業の実施においては、森林法（昭和26年法律第249号）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）の規定を遵守しなければならないこと。(７)　補助事業者は、補助金の交付に際しては、実施主体に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。(８)　補助金の交付を申請するに当たって、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと並びに補助事業者は、補助金の交付に際しては、実施主体に対して県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを確認すること。２　知事は、補助事業者若しくは実施主体が補助金を他の用途に使用し、若しくは補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、法令、規則、この要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したとき又は補助事業者若しくは実施主体が別表第４に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことができる。（補助金の返還）第９条　(１)～（４） 「略」 （変更等の手続）第10条　別表第1の事業区分６について、補助事業者は、規則第５条第１項第１号又は第３号の規定により、知事の承認を受けようとする場合は、別記第４号様式による変更等承認申請書を所長に提出しなければならない。２　前項の規定による変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。なお、補助事業の全てを廃止することにより当該補助事業に係る成果が消滅する場合にあっては、当該変更等承認申請書をもって第12条の補助事業等実績報告書に代えるものとする。(１)　補助金額の増加及び30パーセントを超える減(２） 実施主体又はレンタル機械の変更、追加及び廃止３　前項の規定による以外の軽微な変更については、補助事業者は所長に遅滞なく報告しなければならない。所長は内容を確認し、適当と認めたときは、補助事業者にそのことを通知するものとする。４　別表第1の事業区分６について、補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、完成予定年月日の延期届出書（別記第５号様式）（以下「工期延期届」という。）を所長に提出するものとする。所長は、補助事業者から提出のあった工期延期届の内容を確認し、適当と認めたときは、補助事業者の長に受理通知（別記第６号様式）を行うものとする。（遂行状況報告）第11条　別表第1の事業区分６について、補助事業者は、規則第10条第１項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、速やかにその状況について、別記第７号様式による遂行状況報告書を所長に提出しなければならない。（実績報告等）第12条　別表第1の事業区分６について、補助事業者は、規則第11条第１項の補助事業等実績報告書は、別記第８号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに所長に提出しなければならない。２　補助事業者は、第５条第２号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して所長に報告しなければならない。３　第１項の補助事業等実績報告書の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（実績報告において前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第９号様式により所長に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。（補助事業実施の留意事項等）第13条　補助事業者は、別表第1の事業区分６について、次に掲げる事項に留意して補助事業の適正な実施を行うものとする。（１）補助事業の対象とする範囲は、作業道の開設及び改良、木材の集材及び運搬に使用する機械等のレンタル経費及び回送経費とする。なお、補助対象となるレンタル経費は、レンタル機械本体（ロードライナー、車輪及び履帯の滑止めチェーン、ゴム製履帯の損耗費、設置器具等の付属品を含む。）のほか、補償費、管理料とし、それ以外の燃料油脂経費及びワイヤー等消耗品・返却時の修繕費等は補助対象としない。なお、リース契約による機械については補助対象としない。　また、補助額は、別表第１の事業区分６のとおりとするが、レンタル経費に要する補助金の上限額の算出の考え方については、下記のとおりとする。ア．補助金の上限額を計算するレンタル期間上限額を計算するレンタル期間は、実際のレンタル期間（レンタル期間が連続しない場合はその合計）を31日で割り戻して月数を算出するものとし、端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。イ．レンタル経費に要する補助金の上限額補助金の上限額は、アで算出した月数に別表第１の事業区分６の補助率等に定める単価を適用して算出するものとする。（２）実施主体がレンタル機械の契約を締結するレンタル事業者は、法人登録された事業者（森林組合、民間素材生産事業者の場合は、定款等でレンタル事業（林業機械の貸出）が明記されていること）とし、個人が所有するレンタル機械は補助対象としない。また、レンタル事業者は、レンタル機械の見積書・請求書・明細書の発行及びレンタル機械の性能の保証が可能な事業者であることとする。（３）他の補助事業で採択されたものについては補助対象としない。（４）第８条第１項（10）に規定する「県内加工事業者等」とは、木質バイオマス発電施設、木質ペレット製造施設、温泉施設、チップ工場、木炭生産・椎茸栽培を営む者を含むものとする。（５）別表第１の事業区分６の補助率等の（２）に該当するバックホウは、６トン未満のものとする。（６）第10条第２項（２）に規定する「レンタル機械の変更」には、バックホウのトン数の変更により別表第１の事業区分６の補助率等の（１）及び（２）の上限補助金額の変更に該当するものを含む。（７）契約の相手先の選定及び入札にあたっては、公平性・競争性を確保して実施するものとする。（８）第10条第２項の（２）に規定する「廃止」とは、交付決定された事業区分、実施主体又はレンタル機械を取り止めること。（９）レンタル機械が補助事業の期間中に事故及び災害その他の理由により、補助事業の目的とする機能を発揮できなくなった場合は、原因を確認するとともに早急に機能を復旧・改善することとし、また、所長に遅滞なく報告すること。（書類の提出）第14条　「略」（グリーン購入）第15条　「略」（情報の開示）第16条　「略」（委任）第17条　「略」附　則１　この要綱は、令和５年３月29日から施行し、令和５年度の事業から適用する。２　この要綱は、令和７年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第７条、第８条第１項第３号から第６号まで、第９条、第12条第３項及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附　則この要綱は、令和５年７月24日から施行する。附　則この要綱は、令和６年　月　日から施行する。 | 高知県みどりの環境整備支援事業費補助金交付要綱第１条～第３条　「略」（事業内容及び採択要件）第４条　補助事業に係る事業内容及び採択要件は別表第２に定めるとおりとする。ただし、補助金の交付の申請を行う日の属する年度の前年度末時点における森林環境譲与税の残額割合が30パーセントを超える場合かつ、将来の使途計画で30パーセントを切る明確な根拠がない場合、原則交付しないものとする。（補助金の交付の申請）第５条　補助金の交付の申請は、補助事業が完了した後速やかに行わなければならない。２　規則第３条第１項の補助金等交付申請書の様式は、別記第１号様式によるものとし、当該補助金等交付申請書をもって規則第11条第１項の補助金等実績報告書に代えるものとする。なお、申請に当たっては、別表第３に掲げる書類を添付するものとする。３　規則第３条第１項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除額等が明らかでないものについては、この限りでない。（補助金の交付の決定）第６条　林業事務所の長（中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては、嶺北林業振興事務所長とする。以下「所長」という。）は、前条第２項の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該申請をした者に対して通知するものとする。ただし、間接補助事業者が県税を滞納しているとき又は別表第４に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。（補助金の交付の決定の取消し）第７条　知事は、間接補助事業者が別表第４に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。（補助の条件）第８条　(１)～（５） 「略」 「新設」 (６)　補助事業者は、補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。(７)　補助事業者は、間接補助事業者に対して県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを確認すること。「新設」（補助金の確定及び返還）第９条　(１)～（４） 「略」 「新設」「新設」「新設」「新設」（書類の提出）第10条　「略」（グリーン購入）第11条　「略」（情報の開示）第12条　「略」（委任）第13条　「略」附　則１　この要綱は、令和５年３月29日から施行し、令和５年度の事業から適用する。２　この要綱は、令和６年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第７条、第８条第３号から第５号まで、第９条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附　則この要綱は、令和５年７月24日から施行する。「新設」 |